

静岡市移住プロモーション業務仕様書

1 業務名

令和7年度 総政企広第2号 静岡市移住プロモーション業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

静岡市ではこれまで、東京・有楽町の「静岡市移住支援センター」における移住相談、移住セミナーや相談会を開催しており、また、「お試し住宅」や「移住体験ツアー」による現地案内等の取組を実施してきた。さらに、新たな取組として「移住者住宅確保応援補助金」及び「移住者就職応援補助金」を創設し、積極的に移住促進事業を行っている。

本業務はこれらの補助金を中心に各種移住促進事業を効果的かつ効率的に地方への移住検討者に対して情報発信すること、また、その情報発信を効果的なデザインで統一することで「移住」といえば「静岡市」というイメージを広く周知することなどにより、移住者の増加に繋げることを目的として実施する。

4 本業務のターゲット

年代	20～40代（若年層、子育て層）
地域	第1ターゲット：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 第2ターゲット：上記以外の地域
その他	テレワーカー、Uターン移住検討者、転職希望者
目標指標	相談者数、セミナー参加者数、補助金利用者数 静岡市移住・定住情報サイトのアクセス者数

5 静岡市の移住・定住促進に係る支援内容（詳細は別紙「支援メニュー」参照）

（1）移住に関する補助金

- ①移住者住宅確保応援補助金（住宅購入・賃借、実家等の増改築にかかる費用を補助）
- ②移住・就業補助金（東京23区から静岡市へ移住した方に補助）
- ③移住者就職応援補助金（静岡県外から静岡市へ移住した方に補助）
- ④空き家改修補助金（空き家情報バンクを利用した空き家の改修費用を補助）
- ⑤結婚新生活スマイル補助金
（結婚を機に行った、住宅購入・住宅賃借・リフォーム・引越しにかかる費用を補助）

(2) その他の支援の例

- ①移住に向けた相談対応（東京都内「静岡市移住支援センター」、静岡市内「移住定住コンシェルジュ・清水区移住相談員」にて相談窓口を設置）
- ②静岡市の生活体験支援（「静岡市お試し住宅」「お試しテレワーク」による生活体験）

6 業務一覧（詳細は「7 業務内容」参照）

- (1) 実施計画の策定
- (2) デザインのガイドラインの作成
- (3) 検索サイト及びSNSへの広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導
- (4) プロモーション冊子の制作
- (5) 静岡市移住補助金の周知用リーフレットとポスターの制作
- (6) イベント出展時の集客グッズ等の制作
- (7) デザインのガイドラインに沿った画像、デザインパーツなどの制作又は調達
- (8) 独自提案
- (9) 効果測定及び報告

7 業務内容

(1) 実施計画の策定

- ①受託者は、本業務の実施計画（事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。なお、実施体制においては、受託者は1名のプロジェクトマネージャーを選定し、本業務がトラブルなく円滑に稼働できるよう十分な体制を講じること。
- ②本業務の目的を達成するため、「4 本業務のターゲット」別に静岡市への移住の関心・意欲を高めるための情報発信手段や配信媒体を、選定理由とともに提案すること。また、「7 (3) 検索サイト及びSNSへの広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導」及び「7 (8) 独自提案」においては、達成可能な目標値を設定し、それを基に「7 (3) 検索サイト及びSNSへの広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導」から「7 (9) 効果測定及び報告」までの業務内容を提案すること。

(2) デザインのガイドラインの作成

「4 本業務のターゲット」を意識したうえで、プロモーション施策のデザインの統一を図るため、デザインのガイドラインを策定すること。また、ガイドラインの作成にあたっては、別紙資料1の「シズオカシティ ビジュアルアイデンティティー ガイドライン」を活用することができる。

ガイドラインは、下記の要素を含むものとする。

- ・「移住といえば、静岡市」の認知を広げるための、キャッチコピー（キャッチコピーは

ターゲット別に複数設定してもよい。また、単語を変えることで様々なパターンで利用できるようなコピーなど、自由に提案することができるものとする。また、必要に応じてロゴマークなども提案することができる。）

- ・リーフレットやチラシ、SNS用画像等作成物のレイアウト
- ・「シズオカシティ ビジュアルアイデンティティ ガイドライン」を活用しない場合は、テンプレート、カラーパレットやフォント

(3) 検索サイト及びSNSへの広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導

- ①移住検討者に対する効果的な情報発信の手法を提案・実施すること。
- ②情報発信の内容については、「移住支援事業（補助金等）」及び「移住促進イベント情報」など複数のパターンとすること。
- ③本市移住・定住情報サイト上の移住支援事業（補助金等）、または、移住促進イベント告知ページへ誘導するための広告を、検索サイト及びSNSへ出稿する。（移住促進イベント告知ページは、開催日の概ね1月前を目途に公開する。）
- ④出稿方法は次のとおりとする。

ア 出稿先 受託者は、検索サイト（Google ディスプレイ、リスティング広告）とSNS（LINE、Instagram）の3媒体に出稿することを基本とするが、提案により媒体の追加・変更は可能とする。

イ 出稿時期及び期間

次のとおりとし、出稿額は合計で300万円以上とすること。

※ただし、クリエイティブ制作予算を除く。

<p>移住支援事業（補助金等）のPR</p>	<p>【出稿時期・回数】 効果的な時期・回数を定め提案すること。 目標：「移住」＝「静岡市」の認知度向上</p> <p>【出稿期間】 効果的な期間を定め提案すること。</p>
<p>移住促進イベント情報のPR</p>	<p>【出稿時期・回数】 契約期間内のイベント開催に合わせ、3回実施すること。 目標：「イベント参加者数増」</p> <p>【出稿期間】 イベント開催日の概ね1月前から申込締切日までの間で、本市と協議の上決定する。</p>

⑤各媒体広告の掲載のため、下記に示す、広告入稿等の業務を実施すること。

- ・広告出稿検討の際の媒体調査・見積調達
- ・広告媒体への出稿費用の支払
- ・広告入稿用の文章・画像データ・バナーデザイン等の作成

- ・ 広告媒体への入稿作業
- ・ 入稿後の管理

※参考資料として、令和6年度の実施結果資料があるため、必要な場合はお問合せください。

(4) プロモーション冊子の制作

①プロモーション冊子の内容について

- ア 本市への移住に興味を持った人がじっくり見る冊子としての位置づけを想定
- イ 本市での生活をイメージできる内容に加え、各種移住促進事業も掲載した冊子を作成する。また、本市が保有する既存のコンテンツ（別紙資料2「静岡市移住ノート」等）の活用や、適宜これらをリバイスしてコンテンツを作成することを妨げない。
- ウ 写真やイラスト、デザインについては、必要に応じてクリエイターを起用し、視覚的に本市の魅力を訴求できるものにする。また、撮影した写真や作成したイラストは使用しなかったものも含め、チラシ作成用などとしてデータを納品すること。
- エ 本市に暮らす先輩移住者などのインタビューも交えた構成とすること（記事や写真は静岡市側で用意するため、必要に応じて修正し使用すること）。
- オ 各種移住促進事業の掲載内容については、補助要件等の詳細の確認や、補助制度の改正に対応できるよう、本市移住情報サイト上の移住支援事業（補助金等）のページへ誘導するためのQRコードを活用するなどの工夫を行うこと。

②冊子の仕様・規格等について

- ・ 印刷色数：フルカラー
- ・ サイズ等：B5サイズ 28ページ（表紙、裏表紙を含む）以上の中綴じを基本とするが、提案により変更可能とする。
- ・ 紙質等：上質 73kg
- ・ 校正：校正は3回。その後、色校正（本機校正）は1回とする。
- ・ 印刷部数：500部

③納品について

- ア 成果物
プロモーション冊子（紙、電子媒体両方）
- イ 納品場所
 - ・ 静岡市役所 静岡庁舎新館 12階 企画課
（静岡市葵区追手町5番1号）
 - ・ 静岡市移住支援センター（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階）
- ウ 納入方法
 - ・ プロモーション冊子（紙媒体）：印刷物 500部

(静岡市が指示する部数を上記納品場所へ納入)

- ・プロモーション冊子（電子媒体）：電子データ（PDF及びaiデータなどのデザインデータ）（必要に応じてCD-ROM等の記録媒体により納品すること）

エ 納品期限

- ・プロモーション冊子（紙、電子媒体両方）：令和7年9月12日（金）17時まで

(5) 静岡市移住補助金の周知用リーフレットとポスターの制作

移住関係の補助金を周知するためのリーフレット及びポスターをプロモーション冊子をもとに制作する。印刷は別途発注するため、当委託業務では実施しない。

①印刷物の仕様

リーフレット サイズ：A4仕上がり、2つ折り4ページ

ポスター サイズ：A1

- ②納品 電子データ（PDF及びaiデータなどのデザインデータ）（必要に応じてCD-ROM等の記録媒体により納品すること）

(6) イベント出展時の集客グッズ等の制作

- ①移住フェア等への出展時に効果的なビジュアルを表現するため、各種集客グッズを製作する。

- ②次に示すものを制作するほか、その他集客に効果的なグッズを提案することができる。

ア フェア出展時の背景一式（幅1800mmのバックパネルに飾り付けるもの）

イ ロールアップバナースタンド 2個（室内用、幅850mm×高さ2,000mm程度のもの）

ウ テーブルクロス 2枚（平仕立て、幅1800mmのテーブルに対応したもの）

エ 椅子カバー 4個

オ 法被 6枚（フリーサイズ（目安：身丈約80cm、身幅約60cm）、材質：ポリエステル100%または綿100%）

※ウ、エについては、別紙資料3の画像で使用しているテーブルクロス及び椅子カバーを使用する場合は、制作しないことも可能とする。

③納品について

納品場所や納入方法等について、静岡市と調整の上、静岡市の指示に従うこと。

(7) デザインのガイドラインに沿った画像、デザインパーツなどの制作又は調達

継続して統一したデザインでプロモーションを実施するため、(2)で作成するデザインのガイドラインに沿った素材を制作又は調達すること。

- ①素材の概要（制作又は調達。調達の場合は、静岡市が二次利用できるものを調達すること。）

- ・市内の様子が伝わる写真・・・ 30点以上（うち人物入りの写真を15点以上）
撮影は2日を想定。人物写真の被写体の人選は静岡市側で行う。
- ・デザイン上必要な絵（移住後の生活をイメージさせる住宅や家族の絵や、お茶畑やサクラエビなど静岡市を連想させる絵 など）・・・ 10点以上
- ・矢印や注目箇所を伝える枠、線などのデザインパーツ
・・・ 必要数

（8）独自提案

- ①本業務の目的を達成するために有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。

例）交通広告、東京都内でのPRイベント、移住関心層が見るウェブページでの広告掲載、PR動画の作成と発信、インフルエンサーを活用した情報発信等

- ②提案の際には、独自提案事項の理由や、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

（9）効果測定及び報告

- ①「7（3）検索サイト及びSNSへの広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導」において実施する業務内容について、受託者は広告媒体毎に出稿回数、クリック数、クリック率、クリック単価、広告費用、視聴者の属性（媒体別・日付別・時間帯別の集計、表示させた相手の属性、クリックした人の属性など）、広告クリック後の補助金申請またはイベント参加申込フォームへのアクセス数等の分析数値等を業務実施月毎に集計・報告すること。また、その結果を分析し、必要に応じてターゲットの変更、絞り込み等の改善策を本市と協議の上、実施すること。なお、「7（8）独自提案」を行う場合も提案内容に応じて必要な効果測定及び報告をすること。
- ②業務実施月毎の報告は約30分程度の会議（オンライン会議可）を想定しており、会議の議事録を作成すること。
- ③本市の認知、関心、移住意欲の向上へ与えた影響について必要な調査を提案・実施し、その内容を事業終了時の完了報告書にまとめ、提出すること。併せて、次年度のプロモーション施策実施に向けた改善策の提案を行う。

8 著作権

業務により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条で規定する権利を含む。）その他の権利は、全て甲に帰属するものとする。

9 二次利用

本業務で制作された画像や写真、パーツなどのコンテンツは、契約期間中及び契約期間

終了後を問わず、本市が無償で二次利用することができるものとする。(本業務以外に本市が作成するチラシやウェブ広告、各ホームページ等にて、デザインパーツの流用や写真の転載を想定)

10 その他留意事項

- (1) 業務実施に当たり、静岡市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (2) 見積に当たっては、必要経費一切を含んだ額を算定すること。
- (3) 本業務の実施に当たり知り得た個人情報については、別紙「個人情報の保護に関する取扱い仕様書」をもとに、法令等を遵守し適正な管理を行うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、受託者が静岡市と調整の上、プロジェクトを進行するものとする。
- (5) この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、静岡市と受託者の双方で協議の上決定する。